

主 文

本件再審査請求を却下する。

理 由

1 再審査請求人（以下「請求人」という。）は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けをもってこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

2 再審査請求は、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号。以下「労審法」という。）第38条第1項の規定により、請求人に労働者災害補償保険審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内（以下「請求期間」という。）にしなければならないこととされている。

本件の場合、日本郵便株式会社発行の郵便物等配達証明書（お問い合わせ番号〇号）によれば、審査官の決定書の謄本が審査請求代理人に配達された日は、平成〇年〇月〇日であり、本件再審査請求の請求期間は、当該配達された日の翌日から起算して60日目に当たる平成〇年〇月〇日までとなることから、同日が日曜日であり、行政機関の休日に当たることから、本件再審査請求の請求期間は翌〇日までとなる。

しかるに、再審査請求代理人が労働保険再審査請求書を郵便により当審査会に提出したのは、封筒に押印された郵便消印によると、平成〇年〇月〇日である。

したがって、本件再審査請求は、法定の請求期間を徒過してなされたものである。

3 ところで、労審法第38条第2項において準用する同法第8条第1項ただし書では、再審査請求が請求期間を徒過してされた場合においても、請求人が正当な理由により請求期間内に再審査請求をすることができなかつたことを疎明したときは、この限りでない定められている。そして、当該ただし書にいう「正当な理由」とは、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかつ

たであろうことをうかがい知るに足りるものでなければならぬものと解するのが相当である。

そこで、本件についてこれをみると、再審査請求代理人（以下「代理人」という。）は、労働保険再審査請求書において、要旨、次のとおり述べている。

① 平成〇年〇月〇日、被告会社はA高等裁判所に控訴した。法定再審査請求期日は、同年〇月〇日であったことから、A高裁判決を待つことにした。〇月初めに、控訴手続きに不備があったということで、第1回期日が、平成〇年〇月〇日との通知を受けた。

② 結果は、控訴棄却であり、1審判決が確定したので、代理人はそれを確認後、再審査請求書を労働保険審査会に提出する運びであったところ、代理人自身が心筋梗塞の発作で、〇月〇日から〇月〇日までの間、緊急入院を余儀なくされた。

しかしながら、これら代理人の述べる理由は個人的な事情にすぎず、少なくとも、天災その他客観的にみて一般にそのような理由があれば誰もが請求できなかつたであろうことをうかがい知るに足りるような事情があったことについて疎明があったものとは認めることができない。なお、代理人の緊急入院が仮に事実であったとしても、平成〇年〇月〇日にはすでに請求期間を徒過していたものである。

4 以上のとおりであるから、本件再審査請求は、請求期間を徒過してされており、その徒過したことについて「正当な理由」があることの疎明がないと判断する。

したがって、本件再審査請求は、労審法第38条第1項の規定による請求期間を徒過した不適法なものであり、同法第50条において準用する同法第10条の規定により却下されるべきものである。

よって主文のとおり裁決する。